

令和3年度 基本評価調書①		所管部局	警察本部	所管課	警察本部各部	
施策名	交通安全対策の推進			施策コード	21021	
政策体系(中項目)	道民生活の安全の確保と安心の向上			政策体系コード	1(5)A	
知事公約	C0093	総合戦略	A2442	国土強靱化	-	事務事業数 7
SDGs				総合判定	順調	

【1 Plan】

施策目標	交通死亡事故の抑止を図るため、「交通事故情勢を踏まえた効果的・効率的な交通安全活動」、「交通事故抑止に資する交通指導取締り」、「適正かつ緻密な交通事故事件捜査」、「安全で円滑な道路交通環境の整備」及び「積極的かつ的確な運転者対策」への取組を推進する。					
現状と課題	道内の交通事故は、指導取締りや交通安全啓発が功を奏し、発生件数・死者数・傷者数ともに減少傾向にあるが、こうした中、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高い状況にあるほか、飲酒運転や速度違反を伴う交通死亡事故も後を絶たない状況にある。					
主な取組	高齢者の交通事故防止対策、歩行者・自転車に対する交通ルール浸透のための取組、交通事故分析に基づく交通指導取締り、交通安全施設の維持管理、迅速・的確な交通事故事件捜査の管理、交通実態の変化等に即した交通規制の推進、安全運転相談等の充実・強化、取締活動の広域性・機動性を確保するための車両の増強に係る警察庁への要望実施など					
予算額(千円)	R3	8,400,513	R2	8,221,502	R1	8,234,287
施策のイメージ						

＜成果指標の達成状況＞ ⇒ 3つ以外の指標は、補助指標調書に記載

指標名①	減少	人	H30年	R元年	R2年	最終目標(R7)	達成率	指標判定
交通事故死者数(暦年)	目標値		150	150	150	134	104.2%	A
	実績値		141	152	144	-		
設定理由	北海道交通安全計画の基本理念を実現させるため、交通事故防止対策等の取組の成果を図る指標として設定(根拠:第11次北海道交通安全計画※令和3年7月策定)							
分析(主な取組と成果)								
高齢者をはじめとした歩行者保護を重点とし、関係機関・団体と協働による街頭指導や交通安全活動を推進するとともに、交通事故の実態を分析した上で交通取締りを効率的に実施するなど、各種施策を推進したことで、高水準を維持したと考えられる。								

指標名②			R元年度	R2年度	R3年度	最終目標	達成率	指標判定
	目標値							
	実績値							
設定理由								
分析(主な取組と成果)								

指標名③			R元年度	R2年度	R3年度	最終目標	達成率	指標判定
	目標値							
	実績値							
設定理由								
分析(主な取組と成果)								

令和3年度 基本評価調書②	施策名	交通安全対策の推進	施策コード	21021
---------------	-----	-----------	-------	-------

【2 Do&Check】

成果指標	指標名	前々年度	前年度	評価年度	評価年度目標値	指標判定
	交通事故死者数（暦年）	141	152	144	150	A
目標（指標）の達成状況	高齢者をはじめとした歩行者保護を重点とし、関係機関・団体と協働による街頭指導や交通安全活動を推進するとともに、交通事故の実態を分析した上で交通取締りを効率的に実施するなど、各種施策を推進したことで、高水準を維持したと考えられる。				指標総合判定	A
連携状況	道や市町村、関係団体と連携して体系的かつ効果的な広報啓発、街頭指導等交通安全運動を展開し、道民の交通安全意識の高揚に努めた。				連携判定	○
緊急性優先性	道民の意識調査結果を踏まえ、飲酒運転をはじめとした悪質・危険交通違反の取締りを推進した。 また、取締活動の広域性・機動性を確保するため交通取締用車両の増強について、警察庁に要望を実施した。				緊急性優先性判定	○
総合判定の根拠	自治体や関係団体との連携、道民のニーズを踏まえた取組の展開などを通じ、【1 Plan】の「主な取組」に掲げた各種取組を着実に推進したことにより、交通死亡事故を抑止することができている。				総合判定（一次評価）	順調

翌年度に向けた対応方針	対応方針番号	内容
	①	全交通事故死者数のうち高齢者が半数近くを占めていることなどから、引き続き関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者事故防止対策を推進するとともに、子供達の安全を守る歩行者保護対策も併せて推進する。
②	交通死亡事故の実態に即した取締りや見せる警戒活動を引き続き徹底する。 飲酒運転の取締りに関しても、行動分析や地域の実態を分析した上で、取締りを中心に推進する。	
③	交通事故防止に重要となる安全で円滑な道路交通環境を実現するために、交通規制の見直しや交通安全施設の適正な維持・管理を推進する。	

〈二次政策評価〉

前年度二次評価意見	対応状況 (R3.3時点)
R3年度二次政策評価	

【3 Action】

二次政策評価への対応	
R4施策の方向性	<p>関係機関・団体と連携した高齢者宅訪問活動による安全指導のほか、児童・未就学児を対象とした広報啓発、通学時間帯等の街頭指導等を推進する。</p> <p>交通死亡事故抑止への取組としては、事故実態の分析を踏まえた効果的な交通指導取締り、見せる警戒活動及び安全指導等を推進していく。</p> <p>今後も、安全で円滑な道路交通環境の実現のため、交通実態の変化等に即した交通規制の見直し、交通安全施設の適正な維持管理を推進する。</p>